

# 「非政府間の実務関係」としての日台間の取決め等の検証 ——一九七二年から二〇二二年までの経過——

浅野和生

- 1 はじめに
- 2 日華平和条約以後の日台間の法的関係の推移
- 3 「財團法人交流協会と亞東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」について
- 4 「財團法人交流協会と亞東関係協会との間の二〇一〇年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」以後の各種覚書
- 5 結語

## 1 はじめに

本年、二〇二二年はいわゆる「日中国交正常化」から五〇年の節目の年にあたるが、これはとりもなおさず日本と台湾との間に、公式の外交関係が失われてから五〇年になるということである。この五〇年間、日本は北京を首都とし、中国共産党が統治する中華人民共和国を「中国」の政権と認めて公式の外交関係を維持している。このことは、一九七二年九月二九日の「日本国政府と中華人民共和国政府の間の共同声明（以下、「日中共同声明」と記す）」第一項

に「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」と記し、さらに「一九七八年八月一二日に「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約（以下、「日中平和友好条約」と記す）」を締結したことに基づいている。<sup>(1)</sup>

しかし、「日中國交正常化」以前には、日本は台湾の国民党蒋介石政権の中華民国と公式の国交を結んでいた。第二次世界大戦後の、連合国による占領期間を終えて独立を回復した一九五二年四月二八日に、日本の全権代表が台北に赴いて「日本国と中華民国との間の平和条約（以下、「日華平和条約」と記す）」に署名し、さらに国会での批准を経て批准書を交換したことにより、日本は中華民国を「中国」として日中戦争を終結させるとともに、外交関係を設定したのである。<sup>(2)</sup>

それ以前の日本は、一八九五年四月一七日の下関条約で清国から台湾を割譲されて以来、一九四五年八月一五日のボツダム宣言受諾、それに続く一〇月二五日の台北における受降式に至るまで、台湾を統治下に置いていた。こうして日本統治の五〇年の歴史をもつ台湾と日本とは、戦後も人的・物的交流が継続したので、講和条約締結以後、外交関係に加えて経済・貿易や人的往来も密接の度を加えていた。こうして日本と台湾の間に正式の外交関係があつた二〇年を経た後、「日中國交正常化」によって日本と中華民国との外交関係が失われても、経済・貿易や人的往来が途絶えることはなかつた。国交断絶の後の五〇年間の日本と台湾との関係は、いわゆる「非政府間の実務関係」として維持されてきたのである。<sup>(3)</sup>

「非政府間の実務関係」については、日本側の交流協会（一〇一七年より「日本台湾交流協会」と台湾側の亞東關係協會（同じく「台灣日本關係協會」）を窓口機関として維持されており、各種の取決め、覚書も両機関の交渉と合意によるのが通常であつた。両機関の成立の経過については既存研究があり、また、取決めや覚書のなかで一九七五年

の航空協定の締結や二〇一三年四月一二日に署名された「公益財團法人交流協会と亞東關係協會との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下、「日台漁業取決め」と記す）」等についてはそれらの成立の経過についてなどいくつか研究がある<sup>(4)</sup>。しかしながら、両機関が結んだ取決め、覚書を俯瞰的に見ることで日台関係の変化を概観しようとする試みは管見のところないので、本小論は、「非政府間の実務関係」の基礎となってきた日本と台湾との間の各種の取決め、覚書等について総覽することで、過去五〇年の日台関係の変遷の一断面を示そうとするものである。

## 2 日華平和条約以後の日台間の法的関係の推移

一九五二年四月二八日に日華平和条約が調印されてから、一九七二年九月二九日に日中共同声明が発せられるまでの二〇年間、日本は台湾の中華民国と正式の国交を保ち、相互に大使館を設置していた。ところで、日華平和条約は、台湾との条約というより中国との条約であつて、その第一条には「日本国と中華民国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する」として、日本が一九三七年から四五年にかけて戦った中華民国、すなわち当該時点における中国との戦争の終了が宣言された。第四条が「千九百四十一年十二月九日前に日本国と中国との間で締結されたすべての条約、協約及び協定は、戦争の結果として無効となつたことが承認される」としていることからも、この条約が日本と中国の間の平和条約であることがわかる<sup>(5)</sup>。

ただし、この条約が対象とする地理的範囲については、第三条が「日本国及びその国民の財産で台湾及び澎湖諸島にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で台湾及び澎湖諸島における中華民国の当局及びその住民に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれ

らの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理」について、「日本国政府と中華民国政府との間の特別取極の主題とする」としているように、中国全土というより「台湾及び澎湖諸島」に限定する規定を含んでいる。この点について、条約調印にあたり、中華民国側は、本条約の対象とする地理的範囲は中国全土であるべきとの認識があつたため、以下のように交換公文が付されることになった。

すなわち、この平和条約について、「この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある」旨について、双方の全権委員の間で確認する交換公文第一号が付された。さらに、「日華平和条約に関する同意された議事録」において、「この交換された書簡の『又は今後入る』という表現は、『及び今後入る』という意味にとることができることについて、両国の一致が確認されている。つまり、一九五二年四月二八日において、中華民国が実効統治している範囲は台湾及び澎湖諸島であるが、今後その範囲が拡大することがあれば、その領域もまたこの条約の範囲に含めるということについて合意を確認したのである。

当時、蒋介石總統の下、国民党政府としては、台北は臨時の首都であつて、中華民国の主権の範囲は大陸中国全土と台湾であると主張して「大陸反攻」を呼号していた<sup>(5)</sup>。この主張を本条約に反映させたのが、付属の交換公文と「同意された議事録」である。

上記の条約の署名、批准書の交換によって、同条約は一九五二年八月五日に発効した。しかし、一九七二年九月二九日に、日本が中国共産党の中華人民共和国と「国交正常化」を果たすことにより、同条約は失効した。

すなわち、一九七二年九月二九日に日中共同声明が発せられると、日本と中華人民共和国との間に公式の国交が開始されるとともに、日本と台湾の中華民国との国交は失われることになった。日中共同声明が「一 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。二 日本国政府は、中華人

民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」としたため、「中国」を代表する合法的政府は中華人民共和国だけであると規定され、日華平和条約において「中国」を代表していた中華民国との外交関係を継続することは不可能であった。<sup>(2)</sup>

具体的には、北京のプレスセンターにおける記者会見で、大平正芳外相が日中共同声明について解説し、「最後に、共同声明の中には触れられておりませんが、日中関係正常化の結果として、日華平和条約は、存続の意義を失い、終了したものと認められる、というのが日本政府の見解でございます。」と述べたことで、日本と中華民国との公式の外交関係が断たれたことが表明された。<sup>(3)</sup>

また、「三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」については、九月三〇日の自民党両院議員総会において、大平外相が「台湾の領土権の問題で、中国側は『中華人民共和国の領土の不可分の一部』と主張したが、日本側はこれを『理解し尊重する』とし、承認する立場をとらなかつた。つまり、従来の自民党政府の態度をそのまま書き込んだわけで、両国が永久に一致できない立場を表した」と説明した。<sup>(4)</sup>

したがつて、日本は台湾の中華民国と公式の国交は断絶したが、台湾が中華人民共和国の一部であるとは認めないことにより、日本と台湾との間で非公式の関係を継続する余地が残されたといえる。

しかしながら、九月二十五日からの田中角栄首相、大平外相らの北京訪問をもって、一気に日本と中華人民共和国の公式の国交開始にまで至ることが事前に確定していたわけではない。また、田中内閣としては、首相の訪中の前に台湾に特使を派遣して、いわば最後の公式の外交イベントとして公式の国交の断絶と非公式の日台関係継続を求めるこ

とは、田中首相一行訪中の直前まで実現しなかつた。<sup>(10)</sup> すなわち、自民党副総裁として椎名悦三郎一行を特派大使（特使）として派遣することを台湾の蒋介石政権側が受け入れ、実現したのは九月一七日から一九日であつて、田中訪中団の日本出発の一週間前のことであつた<sup>(11)</sup>。つまり、国交断絶以後の日本と台湾との関係について、日台間で事前に調整・協議する時間はなかつた。

日本国内には、以前から北京の中華人民共和国政府との国交を望む声が存在したし、一九七一年一〇月二五日の中華人民共和国の国際連合加盟と中華民国の国連脱退以後、その声はさらに強まつていた。その前後から、日本から各種の経済団体による訪中が繰り返される状況となつた。さらに一九七二年七月の佐藤栄作首相の辞任と新たな自民党総裁、つまりは首相決定の過程を通して、「日中国交正常化」の流れは促進されていた。

すなわち、佐藤栄作首相の辞任を受けて行われた自民党総裁選挙は、田中角栄、福田赳夫、大平正芳、三木武夫の四人の候補者間での争いだつたが、七月五日の第一回投票では田中が一五六票獲得して一位、福田が一五〇票で二位となり、両者間で決選投票が行われることになつた<sup>(12)</sup>。決選投票に際して、田中角栄は大平正芳、三木武夫の支持を取り付けるための三派政策協定の中に「中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の正統政府であるという認識の下にこの政府との間に平和条約の締結を目指として交渉する」という一項があつた<sup>(13)</sup>。同日に行われた決選投票は、大平、三木両陣営から支援を受けた田中が二八二票を獲得して、一九〇票の福田を大差で破つた。決選投票で勝利した田中角栄は記者会見で、「中国問題は（中略）、政府間交渉をしたい。国交を正常化したい。中国は国連に加盟しており、唯一の代表政府であることは、佐藤首相も福田外相も述べていることだ。さらに福田外相は、必要なら自分自身が出かけると言つてている。（中略）時が来ている感じだ。」と述べた<sup>(14)</sup>。

しかしながら、外交交渉は一方の当事者の思惑通りに進むとは限らないものであり、田中首相の膝元の自民党総務

会では、親台湾派からの台湾切り捨てへの強い批判があつた。このため、台湾の中華民国との断交を前提とした、断交以後の日台関係の準備が表舞台で行われることはなかつた。なお、自民党の日中国交正常化委員会で、党議として田中訪中と日中国交正常化の基本方針が決まつたのは九月八日になつてからであつた。<sup>15)</sup>

台湾側では、これに先立つ六月一三日に、蔣経国が行政院長(首相に相当)就任に際しての施政方針報告で「今、国交のある五一か国との外交関係は維持したい。断交した国については国交が無いからと言つて、それを理由に往来を止めてしまうようなことは避けたい」と表明していた。つまり事実上、対日断交の際にも実務的交流を維持するという意図が示されていた。しかし、田中内閣発足とともに明示された、日本政府による北京の中華人民共和国との国交交渉開始と、これに伴う台湾の中華民国との国交断絶に対しても、蒋介石政権は外交部の声明として「國際信義と条約義務に違反」するものだとし「毛沢東共産党政権の政治的陰謀に乗らないよう」<sup>16)</sup>と警告を発した。

その一方で、八月一日には沈昌煥外交部長が日本問題工作小組の会議を開催して、断交後の駐日台湾大使館に代わる駐日機構及び人員の計画を秘密裏に進めることを確認していた。この段階で、在外事務所に派遣する職員は一四名とするが現地雇用は人数の制限を設けない方針が記載されている。<sup>17)</sup>さらに一八日には、基本方針として日中国交正常化を厳しく糾弾しつつ、経済については対日関係を継続し、平等互恵を原則とした計画を秘密裏に進めることも確認されていた。<sup>18)</sup>

しかし、日本と台湾との間では断交後の交流について交渉が行われていないため、日台断交の時点で断交後の日台関係について日台双方合意済みの具体的なプランは存在しなかつた。したがつて、九月二九日の断交後、実際には一〇月以降になつて、日台双方の間で、関係継続のための窓口機関の設置が話し合われることになつた。そこで議題になつたのは、設置される機関の名称、所在地と駐在員数、設置機関の権限などである。

断交前に台湾の中華民国が日本に設置していた公館は、東京の大使館のほかに大阪、横浜、福岡に総領事館があつた。外交部以外に軍や経済部、行政院新聞局なども日本に職員を派遣していたので、政府職員は合計では六〇人を超えており、このほかに現地雇用の職員が四二名いた。この数字からすれば、政府派遣員一四名という当初の構想は、かなり対日関係を縮小させる含みであつたことを示している。しかし、四か所の在外公館を維持するには一四名では不足するため、最終的に三〇名の職員を日本に派遣することが日本側と合意された。

また、在外事務所設置の場所としては、従来の四か所のうち横浜は東京に隣接しており、距離が近いので不要であろうとの日本側の判断があり、東京、大阪、福岡の三か所に決まった。しかも福岡の事務所は、大阪事務所からの長期出張という建て前で置かれることになった。

懸案となつた名称の問題について、一〇月三一日に日本側から台湾側に示された案は「日台交流協会」であつたが<sup>(18)</sup>、中華民国政府としては、「台灣」の名称は中國再統一を目指す中国の正統政権としての立場から認めることはできず、中華を意味する「華」を用いた「日華交流協会」とすることを提案した。しかし、日本の外務省は、日中共同声明において中華人民共和国を唯一の合法政府と承認した立場から、今や「中華民国」という国家は存在しないものとし、この案に同意しなかつた。その後、「遠東」や「亞東」あるいは「東亞交流協会」とする案が浮上したが、いずれも関係者の合意を得られず、最終的には、ただ「交流協会」とすることになった。<sup>(19)</sup>

### 3 「財團法人交流協会と亞東關係協會との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」について

一九七二年から今日まで、日本と台湾の両国間の関係について、日本政府は「非政府間の実務関係」として運用し

てきた。たとえば、二〇一九年二月二八日に産経新聞のインタビューにおいて蔡英文総統が、台湾側は日本側と安全保障の情報データを共有することについて開放的な態度を保っているので、「日本側が法律上の障害を克服し、われわれと相互協力や、有効な情報交換の機会を持つことができる」と期待している」と述べたのに対し、菅義偉官房長官(当時)は、三月八日の記者会見で「一九七二年の日中共同声明にある通り、日本と台湾との間では、非政府間の実務関係を維持していくのが日本政府の立場」であるとし、政府としては「今申し上げた立場に基づいて適切に対応していく」と述べるにとどまつた。<sup>21)</sup> 同日に記者会見をもつた河野太郎外相(当時)も、全く同じ文言で回答した。<sup>22)</sup>

あるいはその少し前、二〇一六年に参議院において江口克彦議員が、五月一一日付けで首相宛てに「日台関係及び『日台関係基本法』の制定に関する質問主意書」を提出すると、安倍晋三首相は「台湾との関係に関する我が国の基本的立場は、昭和四十七年の日中共同声明第三項を踏まえ、非政府間の実務関係として維持するというものである。政府としては、このような基本的立場に基づき、我が国との間で緊密な経済関係と人的往来を有する重要なパートナーである台湾との間においてこのような実務関係が着実に発展していくことを期待している」と書面をもつて答弁した。<sup>23)</sup> この書面答弁の発出は二〇一六年五月二〇日であったが、この日は台湾において民進党の蔡英文総統が就任式を挙行しており、この答弁は、日本政府から台湾新政府に対するメッセージとしての意味が込められていたとみられる。それゆえ安倍首相は、単に非政府間の実務関係と述べるにとどまらず「緊密な経済関係と人的往来を有する重要なパートナー」という認識をも示したと考えられる。

この実務関係は、具体的には一九七二年一二月二六日に当時の交流協会と亞東関係協会が締結した「財團法人交流協会と亞東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め(以下、「在外事務所相互設置に関する取決め」と称す)」を基礎に構築されており、今日に至るまで基本的にはその枠組みに変化はない。<sup>24)</sup>

台湾と相手国が相互に民間団体の窓口機関を設置して交流を維持し、双方政府がその民間団体の活動を全面的に支援することで事実上の外交関係を維持する、また、両窓口機関の交渉による合意事項を両国政府機関が遵守することで、民間機関の取決め乃至は覚書を、国家間の条約や覚書のように機能させる方式は、日本方式と呼ばれることがある。これについて、渡辺耕治「財團法人『交流協会』と『亞東関係協会』設立の経緯」は、類似の方式が、これより前の一九七一年のフランス、あるいはベルギーにおいて見られることを紹介している。つまり、一九七二年の日台断交に際して新たに設定された枠組みとは必ずしも言えない。さらに、上記の「在外事務所相互設置に関する取決め」自体は、日本が中華民国と外交関係を維持していた一九六四年四月一九日の日本と中華人民共和国との間の「連絡事務所の設置および新聞記者交換に関する高確達之助、廖承志両事務所の会談メモ」と一九六三年に国際連合が採択した「領事関係に関するウイーン条約」を参考にしたものである。<sup>(25)</sup>つまり、国交正常化以前の、公式の外交関係がない時点における日中関係の相互交流の枠組みを下敷きとして、断交後の日台関係を維持しようとしたということである。

ただし、高崎・廖会談メモの合意事項と比べて、日本と台湾の両窓口機関の「在外事務所相互設置に関する取決め」の方が、相互の事務所の執行事務の範囲が広い。また交流協会と亞東関係協会は、暗号電報の使用が認められたことに加えて、相手側政府との公文往来、機構郵便袋の検査免除、スタッフの入国手続きについての便宜や荷物検査免除などの空港礼遇、公務交渉、自動車免稅、給与免稅など、一部の外交特權の享受が認められたが、これらの点は、高崎・廖連絡事務所では認められていなかつた。この点では、そもそも社会主義革命としての内戦の結果として新たに成立した中華人民共和国と日本の間には、外交関係も経済・貿易関係も存在しないところから、実務的に経済・貿易の関係を漸進的に構築しようとしたLT貿易とその後の覚書貿易の枠組みは、公式の外交関係が保たれ、密接な人的・物的往来が維持され、発展しつつあった日台関係を前提として、国交断絶後にこれを継続させようとする日台関係

の再構築とは、基本条件に違いがあつたことが反映したものである。

すなわち「在外事務所相互設置に関する取決め」は、民間団体の事務所の相互設置に関する取決めではあるが、「自國民」の相手方における在留、入域、滞在、子女教育への便宜を図ること等を内容としている。この文言は、そもそも民間団体の事務所設置の取決めとしては不自然なものである。

同取決めの第一項と第二項は、事務所設置の場所と所員の数について決めたもので、日本側の交流協会は、台北事務所と高雄事務所の二か所を設置することとし、台湾側の亞東關係協會は、東京事務所と大阪事務所のほかに、福岡に大阪事務所の支所を設ける形で、都合三か所の設置が認められた。また、双方の在外事務所に派遣する所員の数は三十名を限度としたが、このほかに現地雇用の補助員を置くこととして、それには制限を設けなかつた。

それにつづく第三項に両協会が実施する一四種の活動が記されているが、「次の各項に関する活動に限る」と制限列挙の形をとつてゐる。

第三項には、「相手方における自国民の身体、生命及び財産ならびに相手方にある自國の法人及び自国民が相手方において設立した法人の財産及び権益が侵害されず保護されること」、「子女の教育について」および「貿易の円滑な、あるいは均衡のとれた発展」「貿易、投資、技術協力について」「相手方の漁船の自國近海での安全な操業について」、「海空による旅客貨物の運送について」、「學術、文化、スポーツの交流活動について」、必要な便宜を図ることとしているほか、(14)において、「その他必要な調査及び業務を行ない、または一切の必要な便宜をはかる」ことが定められている。

なお、(1)において「関係当局との折衝その他一切の必要な便宜を図る」と定めており、両協会の活動および合意事項の達成について、関係政府機関に協力を求めることが明らかにされている。この点については、他の項目も同様

である。

七二年一二月二六日における上記の取決め発表に對して、中華民国側では沈昌煥外交部長が「中華民国外交部は、政府は亞東関係協会及びその駐日弁事處の業務に対し、十分支持と協力をする」と発表した。他方、日本では二階堂進官房長官が、「今後、財團法人『交流協会』が今回の取決めに基づいて各種の業務を運営していくに際し、政府としても、わが国国内法令の範囲内で、できる限りの支持と協力を与える方針である」ことを表明した。<sup>(27)</sup> 両協会は民間団体であるから、民間団体相互の合意や、民間団体による「自国民保護」その他の要請について、関係当局と折衝しても、その結果として国家機関が期待通りに対応するという保証は元來存在しない。この五〇年前の両政府の声明は、両協会の活動や双方の合意事項について、政府機関がこれを実施することを保障するものである。そして実際、当該取決め署名から今日まで、両協会の活動および合意事項は両政府によつて支持、実施されている。

さて、一九七二年一二月末以来、交流協会と亞東関係協会との間の合意文は、日本台湾交流協会の公式WEBサイト「日台関係」に二〇一八年五月以後に署名されたものがまとめて示されており、さらに同サイトの「新着情報」からはこれより前二〇〇七年七月以後に署名されたものを見ることができる。<sup>(28)</sup>

また、臺灣日本關係協會の公式WEBサイト「簽署協議(協定、備忘錄)」に二〇一三年一二月以後の合意<sup>(29)</sup>が、さらには台灣政府のWEBサイト「全國法規資料庫」の「條約協定」内、「亞太地區」の「日本」のページを開くと、日本と中華民国の間の合意文として一九三〇年五月六日の「中日協定」や一九三二年五月五日の「中日上海停戰及日方撤軍協定」、一九三四年五月三一日の「中日塘沽協定」以後の各種協定、取決め、覚書がまとめられている。<sup>(30)</sup> なお、「全國法規資料庫」は、憲法を初めとする中央法規、行政法とともに「條約協定」が網羅的に掲載されている資料庫である。そこでは、今日も中華民国との国交が保たれているパラオ共和国(帛琉共和国)との協定など、中華民国にとつて

の公式の国際条約や、APEC及びWTO(世界貿易機関)など、台湾が正式加盟国となっている国際機関に関わる協定などと、亞東関係協会(台湾日本関係協会)と交流協会(日本台湾交流協会)を介した日本と台湾の各種取決め、覚書が同列に取り扱われている。つまり、台湾政府の法規等の取り扱い上、日台の両窓口機関を介した取決め等は、国交や正式加盟国際機関の条約や協定と同等の扱いをされることがあるということである。

この他、データベース世界と日本(田中明彦代表)の「日本と台湾関係資料集」に一九五二年の日華平和条約から二〇一八年までの資料が掲示されている。<sup>[3]</sup>

本研究では、これらの資料を元にして一九七二年以後二〇一二年三月までに日本と台湾の間の各種合意文をまとめて分析したものである。

これらの合意文を文書名に基づいて分析すると、一九七二年一二月から今日までに日本と台湾の間で合意された「協定、協議」(日本語では「取決め」、英文で Agreement, Arrangement など)が二〇件(終了したものを含む)、「備忘録」(覚書)四三件、「換文、同意議事録(書簡)その他」二九件である。

以上のように両協会の合意文書は、協定、備忘録、協議、覚書、書簡、同意議事録などさまざまな名称が付されている。また、中文で「協定」は、英文版で Agreement もしくは General Agreement であり、国家間で合意された国際法の表記と同じだが、両窓口機関の合意事項の場合、日本語では「取決め」と称されており、国家間に用いられる「協定」とは称していない。つまり両協会による合意の取決め、覚書などについて、日本側では台湾側の中文、あるいは英文表記の名称とは異なる表現を用いることがある。また、正式名称として「亞東関係協会と財團法人交流協会の間の〇〇取決め」という場合に、略称としてしばしば「日台〇〇民間取決め」と称して、通常使用する略称では「民間」を強調している。例えば、二〇一二年四月一〇日署名の「公益財團法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の

構築に関する取決め」は、略称「日台民間漁業取決め」とされている<sup>(22)</sup>。これらは、日中共同声明の「一つの中国」原則への配慮と考えられる。

一九七二年九月二九日、中華民国側が日本に不当な取り扱いを受けたとして怒りをもつて国交断絶を宣言した結果として、これ以後しばらくの期間、双方の間の定期航空路が閉ざされるなど、日台関係は極端に冷却することになった。こうした状況を改め、後述の取決めによつて航空路を開設するのに三年を要した。これによつて一九七五年に相互の関係は修復の方向に向かうが、これ以後に交わされたのが「経済貿易会議同意議事録」であった。同議事録によれば一九七六年から二〇〇二年まで、毎年一回、日本の交流協会と台湾の亞東関係協会の代表が台湾において二日にわたつて経済貿易会議を開催し、三日目に合意議事録に双方代表が署名して発効させている。この一連の「同意議事録」は、他の取決め、覚書等と同列に台湾側の「全國法規資料庫」に掲載されている。その内容は、市場開拓への協力、貿易拡大、投資促進、技術協力拡大について意見交換をし、貿易拡大のため、関税低減や非関税障壁の撤廃、投資拡大、技術協力促進などの合意である<sup>(23)</sup>。毎年一回、経済貿易に関する会議を開催して同意議事録を作成する方式は、国交がなかつた一九六八年から七一年の日中間の貿易について、毎年覚書を交わして実施していた覚書貿易（M/T貿易）と形式的共通性が指摘できる<sup>(24)</sup>。

他方、この間に日台間で合意された取決めや覚書は、民間航空路の設定と維持および郵便物の相互送付の合意が主なものであり、経済・貿易関係については枠組み設定としての取決めや覚書ではなく、上記の合意議事録に則つて経済関係が維持されていた。

なお、一九七二年以後の日台間の合意文の多くは一九七二年二月二六日の「在外事務所相互設置に関する取決め」第三項あるいは第三項各号の取決めという体裁をとつてゐる。例えば、前述の一九七五年七月九日の「民間航空業務

の維持に関する財團法人交流協会と亞東関係協会との間の取決め」の場合、冒頭に「一 財團法人交流協会(以下「交流協会」と略称する)と亞東関係協会は一九七二年十二月二十六日締結した「財團法人交流協会と亞東関係協会の駐外事務所相互設置に関する取り決め書」第三項(11)および(12)に基づき、次に掲げる事項の実施について、必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力し合う」とに合意した」と記載している。<sup>(25)</sup> あるいは、二〇〇七年八月八日の「公益財團法人交流協会と亞東関係協会の間の日台運転免許証相互承認取決め(亞東關係協會與財團法人交流協會關於臺日駕照相互承認之協定)」では、「一 財團法人交流協会(以下「交流協会」と略称する)と亞東関係協会は一九七二年十二月二十六日締結した「財團法人交流協会と亞東関係協会の駐外事務所相互設置に関する取り決め書」第三項(13)および(14)に基づき、次に掲げる事項の実施について、必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力し合う」とに合意した<sup>(26)</sup> としている。このほか、二〇一二年九月二一日の「Arrangement between the Association of East Asian Relations and the Interchange Association for the Mutual Cooperation on the Liberalization, Promotion and Protection of Investment(正本は英文、中文では「亞東關係協會與財團法人交流協會有關投資自由化、促進及保護合作協議」、日本語では、「投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための財團法人交流協会と亞東関係協会との間の取決め(略称「日台民間投資取決め」)」の第一条に、「財團法人交流協会及び亞東関係協会(以下「双方」という。)は、一九七二年二月二六日に作成した「財團法人交流協会と亞東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第三項(一)及び(七)に関連し、以下第二条から第十六条までに規定する事項について必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。」と定めている。<sup>(27)</sup> および二〇一二年二月二九日の「相互承認に関する協力のための公益財團法人交流協会と亞東関係協会との間の取決め(Arrangement between the Interchange Association and the Association of East Asian Relations for the Cooperation on Mutual Recognition)」では第一条に「公益財團法人交流協

会と亞東関係協会(以下「双方」という。)は、一九七二年一二月二六日に作成した「財團法人交流協会と亞東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第三項(5)及び(7)に関連し、以下第二条から第一〇条までに規定する事項について必要な関連当局の同意が得られるよう相互に協力する」と記載され、一〇一四年一一月二〇日の「公益財團法人交流協会と亞東関係協会との間の日台双方の觀光事業発展に関する協力強化についての覚書」(略称「日台觀光事業協力覚書」<sup>(49)</sup>)では、前文に「公益財團法人交流協会(以下「交流協会」という。)と亞東関係協会(以下、「交流協会と亞東関係協会を併せて「双方」という。)は、一九七二年一二月二六日に作成した「財團法人交流協会と亞東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第三項の規定に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局の同意が得られるよう、相互に協力することにつき共通認識に達した」との記載がある。

以上のように、一九七二年一二月二六日以後の、日本側の交流協会(一〇一七年以後は日本台湾交流協会)、台灣側の亞東関係協会(同じく台灣日本関係協会)相互間の各種の合意文書は、「財團法人交流協会と亞東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」の第三項に基づいて締結されたものである。<sup>(50)</sup>これによつてこれらの合意事項について、日本側では二階堂進官房長官、台灣側では沈昌煥外交部長が、一九七二年一二月二六日に表明した政府としての支援を受けられることになる。

なお、両の間に両窓口機関経由の形をとらない日台間の合意も存在した。例えば、一〇〇二年一月一四日の

「Memorandum of Understanding between the Bureau of Standard, Metrology and Inspection (BSMI) and Japan Electrical Safety and Environment Technology Laboratories (JET) (経済部標準検査局與日本品質保証機構瞭解備忘錄)」、<sup>(51)</sup>一〇〇四年五月一六日の「Memorandum of Understanding between the Bureau of Standards, Metrology and Inspection (BSMI) and the Japan Quality Assurance Organization (JQA) (経済部標準検査局與日本品質保証機構瞭解備忘錄)」など

は、両窓口機関の合意ではなく、台湾政府の行政機関と日本の民間機関との合意となつてゐる。

#### 4 「財団法人交流協会と亞東関係協会との間の一〇一〇年における

##### 日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」以後の各種覚書

その後、二〇一〇年四月三〇日に「財団法人交流協会と亞東関係協会との間の一〇一〇年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」が署名されたことにより両協会間の合意文作成に変化がもたらされた。<sup>42)</sup>この覚書について日本台灣交流協会は、WEBサイトの新着情報の「記事資料」において、「当協会としては、本覚書により更に日台関係が進展することを期待しています」と述べて、特定の事項のための日台双方の合意というより、日台関係の進展のための合意であることを示している。

同覚書では、両協会の七二年の取決めより一步進んで、1地震、台風等に係る防災・災害復興の経験を相互に共有し、防災対策、被害の軽減、突発事件への対応、災害復興等の分野の専門家間の協力の強化、2犯罪のグローバル化に対応して、国際犯罪対策の分野における日台間での協力、3出入管理の分野及び物品の密輸防止における日台間の協力促進、4海上の安全・秩序の維持における日台間の交流及び協力の進展、5貿易・経済に関する広範な分野において、情報・意見交換強化と一層の協力関係構築、6グローバルな新しいビジネスチャンスを開拓するための中小企業の協力関係促進、7グローバルな気候変動を含む環境問題対処と、省エネ、新エネルギー開発等での協力と交流強化、8農業・漁業の協力と交流の強化、9観光交流の更なる拡大推進、10地方自治体交流の一層の強化、11研究者、留学生、青年及び学生等の交流促進、12メディアの交流促進、13文化交流の一層の促進、14産業・科学技術・文化、観光等に関する双方の情報交流の強化、15大学・研究機関における台湾研究及び日本研究の促進、を謳つてゐる。つ

まり、七二年の「在外事務所の相互設置に関する取決め」第三項が、従来の日台関係の維持と、一般的な二国間関係の継続を目指したのに対し、二〇一〇年の覚書は、これ以後の日台関係の発展の方向性を明確に示し、グローバルな課題に日台が共同で対処する方針を示したものといえる。

先述のとおり、一九七二年一二月二六日以後の日台間の双方窓口機関による合意文は、「在外事務所の相互設置に関する取決め」第三項、あるいは第三項の特定の号を根拠として制定されていたが、二〇一〇年の「日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」署名以後は、合意文によつては、二〇一〇年の覚書を合意の基礎として示すことになった。すなわち、従来と同様に一九七一年一二月の「在外事務所の相互設置に関する取決め」第三項をもつて合意文の根拠として示しつつ、これに加えて二〇一〇年の「日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」の特定の項目を合意文の根拠として示す「取決め」「覚書」が交わされるようになつた。

例えば二〇一四年一二月二〇日の「亞東関係協会與公益財團法人交流協會間有關入出境管理事務情資交換暨合作瞭解備忘錄」、日本語では「公益財團法人交流協會と亞東關係協會との間の出入境管理分野における情報の交換と協力に関する覚書」（略称「日台出入境管理協力覚書」）は、前文に「公益財團法人交流協會と亞東關係協會（以下「兩協會」という。）は、一九七二年一二月二六日に作成した「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第三項及び二〇一〇年四月三〇日に作成した「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の一〇一〇年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第一項に関連し、次の項目について、それぞれ必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する」と記されている。<sup>(4)</sup>

また、二〇一五年一月二六日署名の、「亞東關係協會與公益財團法人交流協會間強化災害防救業務交流合作備忘錄（日本語、「防災実務に係る交流及び協力の強化に関する公益財團法人交流協會と亞東關係協會との間の覚書」）

称「日台防災実務協力覚書」<sup>(44)</sup>は一九七二年の取決め第三項(7)に加えて二〇一〇年の覚書第一項が言及され、二〇一六年一一月三〇日署名の「亞東關係協會與公益財團法人交流協會間有閑強化產品安全領域之交流與合作備忘錄(日本語、「公益財團法人交流協會と亞東關係協會との間の製品安全分野における交流及び協力の強化に関する協力覚書」、略称「日台製品安全協力覚書」<sup>(45)</sup>)においては、一九七二年の取決め第三項(7)に加えて二〇一〇年の覚書第五項が言及され、二〇一八年一一月三〇日署名の「臺灣日本關係協會與公益財團法人日本台灣交流協會中小企業支援及促進中小企業合作備忘錄(日本語、「中小企業支援及び中小企業間の協力の促進に関する覚書」<sup>(46)</sup>)においては、一九七二年の取決め第三項(5)に加えて二〇一〇年の覚書の第五項及び第六項が言及されている。

なお、日本台湾交流協会の公式WEBサイトでは、「日本台湾交流協会について」を開いて、その中の「日本台湾交流協会の紹介」を掲示させると、左側のバーの中に「日本台湾交流協会と台湾日本關係協會との間の主たる取決め一覧」があるが、これを開くと一九七二年一二月二六日の「在外事務所相互設置に関する取決め」から二〇一八年一一月三〇日の「日台若手研究者共同研究事業に関する協力覚書」まで五〇本が一覧で紹介されている。

しかしこれとは別に「日本台湾交流協会の紹介」のページから「公開情報」を開くと「公益財團法人日本台湾交流協会と台湾日本關係協會との間に締結した主な取決めについて」が掲示され、そこには「日台關係」として二〇一一年七月一四日の「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の東日本大震災からの復興支援・觀光促進に関する日台「糸(厚重情誼)」イニシアティブ」から二〇一二年二月一八日の「公益財團法人日本台灣交流協會と台灣日本關係協會との間の青少年交流の強化に関する覚書」までの7本、「經濟關係」として二〇一一年九月二三日の「投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための財團法人交流協會と亞東關係協會との間の取決め」から二〇一九年一〇月三〇日の「有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」までの一二三本が示されている。このことからも、交流

協会と亞東関係協会から、日本台灣交流協会と台灣日本關係協会へという名称の変更が行われた二〇一七年ではなく、二〇一〇年の「日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」締結が一つの画期となつてゐる見ることができる。<sup>(47)</sup>

また、文末の一覧表を見ると、上記覚書の署名前後から、日台の実務関係について積極的に個別の取決め（協定）、覚書（備忘録）が制定されるようになり、その関係の緊密化が進んできたことが明らかである。

すなわち交流協会と亞東関係協会の間の経済貿易会議同意議事録を別とすると、両窓口機関の間の協定、覚書、備忘録、取決めは、一九七三年から二〇〇九年までが一四本であるのに對して、二〇一〇年五月以後は四五本であり、二〇〇九年までが一〇年間あたり三・七八本であつたのに対して二〇一〇年からは一〇年間あたり二七・五本、つまり約一〇倍に増加している。

後述のように、二〇〇八年秋に馬英九政権から「台日特別パートナー関係」が提唱されると、翌二〇〇九年一月二〇日、歐鴻鍊外交部長が記者会見を開き、二〇〇九年を「台湾・日本特別パートナーシップ関係促進年」と定め、対日青年ワーキングホリデー、台北松山空港と東京羽田空港の新航路開設などを含む、経済貿易、文化、青少年、觀光、対話の五つのテーマを主軸にした交流強化を推進する方針を發表<sup>(48)</sup>した。この指針に沿つて、四月には早速ワーキングホリデー制度が実現している。その翌年に、前述の二〇一〇年の「日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」締結に至つたのである。

しかし実は、馬英九政権による「台日特別パートナーシップ」の提唱は、同政権の積極的な対日関係促進策の結果というより、同政権発足時に起きた日台関係の危機的状況を修復するための方策であった。

すなわち、二〇〇八年五月二〇日に中華民国總統に就任した馬英九は、台灣と中国との両岸関係の改善を選挙戦中から主要政策として掲げており、就任と前後して中国との交渉を進めた。それまで台灣と中国との間には船舶も航空

機も、定期直航便の就航は認められておらず、春節など特定の機会に臨時的な運用が認められるだけだった。それを馬英九政権発足とともに急速に中国政府との交渉を進め、六月中に当初はチャーターベイによる中国人団体客の台湾訪問の道を拓き、後には定期路線としての中台航路を開いた。<sup>(49)</sup>

ところが政権発足から三週間の六月一〇日未明、尖閣諸島海域で台湾の遊漁船「聯合号」が日本の海上保安庁の巡視船「甑(こしき)」と衝突して沈没する事件が発生した。この日から台湾のマスコミ、一部の国民党政治家はこの問題を大きく取り上げ、中華民国が尖閣諸島の領土権をもつと主張する立場から、「中華民国の領土を守れ、日本に厳重に抗議し、賠償を請求せよ」という強硬な言論が展開された。

總統に就任して間もない馬英九は、ハーバード大学での博士論文が「怒海油争：東海海底割界及外人投資之法律問題 (Trouble over oily waters: legal problems of seabed boundaries and foreign investments in the East China Sea' 海底油田を擁する海域をめぐる争い—東シナ海における海床境界と海外投資の法的諸問題)」であって、東シナ海の海底資源に触れるとともに尖閣諸島の中華民国領有権を主張する立場であつた。また、尖閣諸島をめぐる政治運動に早くから参加しており、台北市長在任中の二〇〇五年六月には、尖閣諸島の領有権をめぐつて「日本と一戦を交える」とも厭わない」と発言したこと<sup>(50)</sup>もあった。このため、ともすれば馬英九には「反日」のイメージがつきまとつていただけに、「聯合号」事件をめぐつて日台関係の悪化が懸念される事態となつた。

そうした中、總統府からは事件発生当初具体的な対応策の表明がなかつたが、事件発生以後三日を経た六月一二日になつて總統府スポーツマンの王郁琦が「一、釣魚台列島は中華民国の領土であり宜蘭県頭城鎮大溪里に属す、二、わが国は釣魚台の主権を守る決心を堅持する、三、日本政府の艦船が我が國領海において我が国の漁船と衝突、沈没させ、漁船船長を抑留したことに厳重に抗議し、船長の帰国と賠償を日本に要求する、四、わが国は海岸巡防署の装

備を強化し、主権と漁業権を守る能力を向上させる」と発表した。その記者会見で、記者から「馬總統はかつて尖閣諸島の領有権を主張した『熱血青年』だったが、今はどうか」と質問されると、王郁琦が「今は熱血中年だ」と答える一幕があつた。<sup>[51]</sup>

さらに同日午前の立法院（国会に相当）で、国民党の陳根德委員の質問に答えた劉兆玄行政院長（首相に相当）が、「日台間の争議において最後の手段は開戦である」と述べるなど、馬英九政権の対日強硬路線が伝えられた。しかしその後、日本が「聯合号」乗組員全員、さらに船長の帰国を認め、日台間の話し合いが進むようになり、同問題は七月下旬にはやや沈静化した。

すると八月四日に馬英九総統が、提唱している「活路外交」について解説し、その中で対日関係について、伝統的な友好関係を重視して「知日派」「友日派」になることを希望しており、日米安保条約が東アジアの平和の重要な柱であるという認識に立つて対応すると表明した。<sup>[52]</sup>さらに九月一六日に、王金平立法院長（国会議長に相当、国民党副主席）が岡崎研究所主催の日米台安全保障対話において「台日特別パートナーシップ」に言及し、九月一九日には馬英九総統が台湾駐在の日本メディア一二社との会見で日台関係は「特別パートナーシップ」と位置付けることができると述べた。<sup>[53]</sup>前述した二〇〇九年一月の外交部の発表は、これに依拠した政策である。

馬英九の「台日特別パートナーシップ」は、以上の経過からして、自らが総統に就任して早々に危機に瀕した日台関係を修復・改善しようとして、さらには尖閣諸島問題をめぐる自身の「反日」のイメージを払拭しようとした政策提起であることが明らかである。これによつて日台双方で、日台関係についての見直しが進められた結果が二〇一〇年四月三〇日の「日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」の署名となつたものと考えられる。<sup>[54]</sup>

これ以後、二〇一一年九月に前述の「日台民間投資取決め」、二〇一二年四月一日に「特許手続分野における相

互協力のための公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の覚書(略称、日台特許審査ハイウエイ覚書)<sup>[55]</sup>、同月二十五日に「マネーロンダリング及びテロ資金供与に関連する金融情報の交換に関する覚書」<sup>[56]</sup>が署名され、同年二月二十九日には「日台産業協力架け橋プロジェクトの協力強化に関する覚書」<sup>[57]</sup>が署名され、「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」(略称、日台民間漁業取決め)<sup>[58]</sup>、同年二月には「鉄道分野における交流と協力強化の覚書」「医療品規制に関する協力の枠組み設置のための公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の取決め(略称、日台薬事規制協力取決め)」「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の海上における航空機の搜索救難の協力に関する取決め(略称、日台航空機搜索救難協力取り決め)」「電子商取引に関する相互協力のための公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の取決め(略称、日台電子商取引取決め)<sup>[59]</sup>」、さらには一月二八日に「金融監督分野における相互協力のための公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の覚書」<sup>[60]</sup>が立て続けに結ばれた。

二〇一四年一二月二七日には「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の特許手続上の微生物の寄託の分野における相互協力に関する覚書(略称、日台特許手続き微生物寄託覚書)」「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の原子力エネルギーの平和利用における原子力及び放射線安全規制の分野に係る覚書(略称、日台原子力安全規制情報交換覚書)」「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の出入境管理分野における情報の交換と協力に関する覚書(略称、日台出入境管理協力覚書)」「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の日台双方の観光事業発展に関する協力強化についての覚書(略称、日台観光事業協力覚書)」<sup>[61]</sup>が結ばれ、二〇一五年一二月には「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の取決め(略称、日台民間租税取決め)」「防災実務に係る交流及び協力の強化に関する公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の覚書

書(略称、日台防災実務協力覚書)」「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の競争法適用に関する了解覚書(略称、日台競争法了解覚書)」も署名された。<sup>(62)</sup>そして二〇一六年一二月二六日に「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の製品安全分野における交流及び協力の強化に関する協力覚書(略称、日台製品安全協力覚書)」「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の言語教育の交流と協力に関する覚書(略称、日台言語教育交流覚書)」<sup>(63)</sup>が、二〇一七年一一月二三日には「税関に係る事項における協力及び相互支援に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め(略称、税関相互支援のための日台民間取決め)」と「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の文化交流の協力に関する覚書(略称、文化交流の協力に関する覚書)」<sup>(64)</sup>、二〇一八年一月三〇日には「医療機器品質管理システム(QMS)の資料要求に関する協力覚書(略称、医療機器品質管理システムに関する協力覚書)」と「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の中小企業支援及び中小企業間の協力の促進に関する覚書(略称、中小企业支援及び中小企業間の協力の促進に関する覚書)」「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の日台若手研究者共同研究事業の実施に関する覚書(略称、日台若手研究者共同研究事業に関する協力覚書)」と「認定事業者制度の相互承認に関する公益財団法人日本台湾交流協会との間の取決め(略称、AEO相互承認に係る日台民間取決め)」「特許の出願・審査情報の交換に関する取決め」<sup>(65)</sup>までもが署名された。

そしてコロナ禍で交流が抑制される直前の二〇一九年の一〇月三〇日には、「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書(略称、有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書)」「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の環境保全分野における交流と協力に関する了解覚書(略称、環境保全分野における交流と協力に関する覚書)」「日本台湾交流協会と台湾日本関係協

会との間の特許審査分野における相互協力に関する覚書(略称、特許審査ハイウェイ本格実施に関する覚書)」「日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の意匠優先権書類交換の分野における相互協力に関する覚書(略称、意匠出願の優先権書類の電子的交換に関する覚書)」が署名された<sup>(65)</sup>。

コロナ禍で二〇二〇年、二〇二一年には新たな取決めは署名されなかつたが、本年、二〇二二年にはすでに二月一八日に「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の青少年交流の強化に関する覚書(略称、日台青少年交流の強化に関する覚書)」「税関支署の協力に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の覚書」(略称、税関支署の協力に関する日台間覚書<sup>(66)</sup>)が、そして三月四日に「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の食品安全及び食品の輸出入に関する協力に係る覚書(略称、日台食品安全協力覚書)」が署名された。

以上のように、二〇一一年以後には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため日台交流が抑制された二〇二〇、二〇二一年を除けば、ほぼ毎年複数の取決めが日台間で合意されてきた。しかも、その内容は、所得税の二重課税の防止や出入国管理、マネーロンダリング防止など、本来、主権国家間でなければ交渉、合意、署名に意味をもちにくい取決めが含まれている。つまり、日本側の交流協会(日本台湾交流協会)と台湾側の亞東関係協会(台湾日本関係協会)との交渉、合意、署名は主権国家の行政機関に代わるものとして実施されており、合意又については両政府機関によつて実施されている。

## 5 結語

日本と台湾の間には一九七二年九月二九日の正式の国交喪失以来、公式の外交関係はないが、一九七二年一二月二六日の交流協会と亞東關係協會との間の在外事務所相互設置に関する覚書の署名以来、両窓口機関によつて情報交換、交渉、合意と署名が行われてきた。それらの合意については、一九七二年一二月二六日に日本側では二階堂進官房長官が、台湾側では沈昌煥外交部長が、それぞれの窓口機関に対して政府として支援することを宣言したことによつて、日台双方の行政機関によつて誠実に執行されてきた。

両窓口機関が交渉し、実施しようとする事項は、当初から通常の領事館の業務を超える範囲にわたるが、二〇一〇年四月に至るまでは、両機関による個別の取決めは積極的には行われていなかつた。しかし、二〇一〇年四月二四日に「財團法人交流協会と亞東關係協會との間の一〇一年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」が交わされると、日台間においてはあたかも公式の一国間関係であるかのように各種の取決めについての交渉が積極的に行われるようになり、毎年複数の取決めが交わされるようになった。その範囲は、国家・地域安全保障分野を除く広範なものとなつてゐる。

すなわち、出入管理、租税、関税、經濟專管水域内での漁業の協定など、通常、国家主権にかかる課題について、つまり本来は国家と国家でなければ処理できない問題を、日台間では日本台灣交流協會と台灣日本關係協會といふ「民間」の窓口団体間の交渉によつて合意を得て「取決め」あるいは「覚書」を交わして署名し、これについて双方の政府が誠実に執行してきた。

一九七二年九月二九日のいわゆる日中国交正常化の際の「日中共同声明」において、日本政府は「一つの中国」原則を認め、中国を唯一合法の政府と認めた。このため、日本政府は台湾との公式の外交関係を持つことは困難であり、国際条約を締結できる状況にはない。しかしながら、過去五〇年間にわたる日台双方の窓口機関による取決め、覚書を積み重ねており、とりわけ二〇一〇年四月以後の日台間における数々の取決めを締結するようになつた。

この転機となつた二〇一〇年の覚書は、二〇〇八年六月馬英九政権発足から間もない時期に、尖閣諸島海域における台湾の遊漁船「聯合号」が日本の海上保安庁の巡視船と衝突して沈没した不幸な事件に端を発した日台関係の一時的な緊迫の緩和への努力が契機となつて締結されたものである。いずれにしても、この覚書締結を契機に、日台間においては数多くの、また主権国家間に結ばれる条約を超える内容の取決めが署名されることになり、その合意事項を両政府機関が誠実に執行してきた結果として、日本と台湾の関係は、「非政府間の実務関係」と称しつつ、時とともに通常の二国間関係に匹敵、もしくはそれを超える良好な関係を形成してきたといえる。

（追記）本論文は、筆者その他、漆畑春彦教授、野澤基恭教授の三人からなる「自由で開かれたインド太平洋における日本の安全と繁栄」をテーマとする共同研究の成果であり、同研究に対する平成国際大学の研究助成を得て執筆したものである。

## [注]

- (1) 「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」、外務省の公式WEBサイト「各国・地域情勢」アジア、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc/seimeini.html>
- (2) 「日本国と中華民国との間の平和条約」、外務省公式WEBサイト「各国・地域情勢」アジア、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc\\_heiwa.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc_heiwa.html)
- (3) 楊合義『台灣の変遷史』（展軒社、一九〇一八年）、浅野和生『台灣の歴史と日台関係—古代から馬英九政権まで—』（早稻田出版、二〇一〇年）、浅野和生編著『日台運命共同体—日台関係の戦後史—』（展軒社、一九〇一〇年）など参照。
- (4) 交流協会と亞東関係協会の設立の経過については、林金莖『桜と梅—戦後の日華関係』（サンケイ出版、昭和五七年）、武見敬三『国交断絶期における日台交渉チャネルの再編過程』（神谷不二編著『北東アジアの均衡と動搖』慶應通信社、一九八七年）、李恩民『転換期の中国・日本と台湾—一九七〇年代中日民間経済外交の経緯』（御茶ノ水書房、一九〇一年）、川島真・清水麗・松田博康・楊永明『日台関係史一九四五—二〇〇八』（東京大学出版会、一九〇〇九年）、平川幸子『二つの中国』と日本方式・外交ジレンマ解決の期限と応用』（勁草書房、一九〇二年）、渡辺耕治『財團法人『交流協会』と『亞東関係協会』設立の政治過程経緯』（『法政論叢』一九〇一四年五一巻一号）、丹羽文生『断交後の日台関係—「交流協会」と「亞東関係協会」設立の政治過程—』（『拓殖大学台灣研究』一九〇一八年三月）などを参照。また、一九七五年の「民間航空業務の維持に関する財團法人交流協会と亞東関係協会との間の取り決め」については、李恩民「一九七〇年代における日台航空関係の変遷」（『宇都宮大学国際学部研究論集』一九〇二年二月）、一九〇二三年の日台民間漁業取決めについては、浅野和生『日台運命共同体—日台関係の戦後史—』（浅野和生編著『日台運命共同体』展軒社、二〇一〇年）などを参照。
- (5) データベース「世界と日本」日本政治・国際関係データベース、日華平和条約(日本国と中華民国との間の平和条約)[https://worldjp.grips.ac.jp/documents/textsdocs/19520428\\_T\\_1.html](https://worldjp.grips.ac.jp/documents/textsdocs/19520428_T_1.html)
- (6) 前掲(3)、楊合義『台灣の変遷史』参照。
- (7) 外務省公式WEBサイト、「各國・地域情勢」（アジア、日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc\\_seimeini.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc_seimeini.html)
- (8) データベース「世界と日本」日本政治・国際関係データベース、大平外務大臣記者会見詳録、[https://worldjp.grips.ac.jp/documents/texts/IPCH/19720929\\_OJ.html](https://worldjp.grips.ac.jp/documents/texts/IPCH/19720929_OJ.html)

29 「非政府間の実務関係」としての日台間の取決め等の検証

- (9) 竹内実編『日中国交基本文献集』下巻、蒼倉社、一九九三年一月、二三三頁。
- (10) 「蒋氏、椎名特使と会わぬ 台湾当局筋談」(読売新聞 一九七二年九月一日)
- (11) 松本或彦「日本と台湾 真実の戦後史」(ジネス社、一〇一年)八二〇三四頁。
- (12) 「田中新総裁を選出 決戦で福田氏破る」(読売新聞 一九七二年七月五日、夕刊一面)
- (13) 「三派協定が土台に」(読売新聞 一九七二年七月八日二面)
- (14) 「挙党体制で対処 新総裁が初の会見」(読売新聞 一九七二年七月六日二面)
- (15) 「首相訪中 国内固め終わる」(読売新聞 一九七二年九月九日一面)
- (16) 前掲(4)、渡辺「財團法人『交流協会』と『亞東關係協會』設立の経緯」七頁。
- (17) 前掲(4)、丹羽文生「断交後の日台関係」五頁。
- (18) 「日台に貿易機関 民間ベースで来月にも」(読売新聞 一九七二年一月二日)および「日台交流協会設置で一致 外相答弁」(読売新聞 一九七二年一月六日、夕刊)
- (19) 「『交流協会』に本決まり 日台の民間窓口」(読売新聞 一九七二年一月二九日)。また、前掲(4)、渡辺論文と丹羽論文を参照。
- (20) 「蔡總統 日本に安保対話要請 本紙単独インタビューで初明言」(産経新聞 一〇一九年三月二日一面)
- (21) 官房長官記者会見、首相官邸の公式WEBサイト、二〇一九年三月八日午後「冒頭発言なし」([https://www.kantei.go.jp/jp/youkanpress/201903/8\\_p.html](https://www.kantei.go.jp/jp/youkanpress/201903/8_p.html))
- (22) 外務省の公式WEBサイト、河野外務大臣会見二〇一九年三月八日(<https://www.youtube.com/watch?v=nmZdGAIjOC4>)。なお、「非政府の実務関係維持が日本の立場」台湾安保対話要請に」(産経新聞 一〇一九年三月九日五面)に、菅義偉官房長官と河野太郎外務大臣の三月八日の記者会見についての報道がある。
- (23) 江口克彦参議院議員の質問主意書は、参議院の公式WEBサイト「質問主意書」第一九〇回国会(常会)(平成二八年一月四日)六月一日質問主意書・答弁書一覽、番号一一一、<https://www.sangin.go.jp/japanese/joho/kousei/syuisyo/190/syup/s19011.pdf>安倍晋三首相の書面答弁は、同じく <https://www.sangin.go.jp/japanese/joho/kousei/syuisyo/190/toupt/190111.pdf>。
- (24) 「日台、きょう一般協定に調印 堀越会長現場へ」(読売新聞 一九七二年二月二六日)、「日台民間交流取決め調印」(読売新聞 一九七二年二月二七日)。「取決め」の内容は、データベース「世界と日本」(代表・田中明彦)、日本政治・国際関係データベース、政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所、「文書名」財團法人交流協会と亞東關係協會との間の在外

- 事務所相互設置に関する取決め、<https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPCH/1972/1226.OIJ.html>、公益財團法人 日本台灣交流協会の公式WEBサイト、「日本台灣交流協會について」にある「日本台灣交流協會と台灣日本覽協會との間の主たる取決め一覧」<https://www.koryu.or.jp/about/introduction/tbidx1783.html> 参照。
- (25) 「連絡事務所の設置および新聞記者交換に関する高崎達之助、廖承志両事務所の会談メモ」については、データベース「世界と日本」(代表：田中明彦)日本政治・国際関係データベース、<https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPCH/19640418.OIJ.html> を参照。
- (26) 前掲(4)渡辺耕治論文による。原資料は李恩民『戰後日台經濟外交の政治過程—「一つの中国」理念下の日本と台湾』平成一六年度(平成一八年度)科学研究費補助金(基礎研究(C)(1))研究成果報告、一〇〇七年、課題番号:16530087。
- (27) 林金莖『戰後の日華關係と國際法』(有斐閣、一九八七年)一一〇～一二三頁。
- (28) 日本台灣交流協會の公式WEBサイトは、<https://www.koryu.or.jp/about/>
- (29) 臺灣日本關係協會の公式WEBサイトは、<https://subsite.mofa.gov.tw/aear/>
- (30) 全國法規資料庫は、<https://law.moj.gov.tw/>トトには一二七件が掲載されているが、二件は日本と無関係の国際合意を誤つてリストアップしたもので、実際の日本と中華民国の合意文書は一二五件である。
- (31) データベース世界と日本(田中明彦代表)「日本と台湾関係資料集」、<https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/indices/JPTW/index.html>
- (32) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイト、「新着情報」二〇一三年四月一〇日に、「公益財團法人交流協會と亞東關係協會との間の漁業秩序の構築に関する取決め」(略称「日台民間漁業取決め」)について、[https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20130410/20130410torikime.pdf](https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=637&dispymid=5287)
- (33) 全國法規資料庫「亞東關係協會(中)與財團法人交流協會(日)第七屆經濟貿易會議同意議事錄」<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Y0070023>
- (34) 一九六九年の覚書取決めの経過については、外務省の公式WEBサイト「その他の重要外交文書等」の「(1)田中覚書貿易取決めと日中政治問題に関する会談コマユニケ」参照、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/galkobuthbook/1970/s4-3-1-6.htm>
- (35) 「データベース「世界と日本」(代表：田中明彦)、日本政治・国際関係データベース政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所、「文書名」日台民間航空業務維持に関する取り決め、<https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPCH/19750709.OIJ.html>

- (36) 全國法規資料庫の條約協定、亞太地區、日本の 98.亞東關係協會與財團法人交流協會關於臺日駕照相互承認之協定、<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcodes=Y0080316>
- (37) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイト、「新着情報」(○一一年一月二三日)、「【記事資料】として「投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための財團法人交流協會と亞東關係協會との間の取決め」が紹介され(<https://www.koryu.or.jp/news/?Itemid=563&dispnid=5287>)。取決め本文の日本語仮訳は、PDFで掲示されている。<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20111122/main1.pdf>
- (38) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイト、「新着情報」(○一三年七月一日)、「【相互承認に関する協力のための公益財團法人交流協會と亞東關係協會との間の取決め】(略称「日台民間相互承認取決め」)について」が掲載され、英文本文はPDFで、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20130702/130702%20%E6%97%A5%E5%83%P%6B0%E7%9B%88%BA%92%E4%BA%92%E6%89%BF%E8%AA%8D%E5%8F%96%E6%B1%BA%E3%82%81%E4%BB%AF%E8%A8%8B%83%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%EF%BC%89.pdf>
- (39) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイト、「新着情報」(○一四年一月二七日)、「【記事資料】「公益財團法人交流協會と亞東關係協會との間の日台双方の觀光事業發展に関する協力強化についての覚書」(略称「日台觀光事業協力覚書」)が<https://www.koryu.or.jp/news/?Itemid=507&dispnid=5287>、覚書本文はPDFで、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20141127/20141120%E8%A6%B3%E5%85%89%E4%BA%8B%6E%A5%AD%E7%9B%88%BA%92%BA%A4%E6%B5%81%E8%A6%9A%E6%9B%8B8.pdf>
- (40) 英文は、全國法規資料庫の條約協定、亞太地區、日本の 67. MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN THE BUREAU OF STANDARDS, METROLOGY AND INSPECTION (BSMI) AND JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES (JET) (2003-08-15)、<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcodes=Y0070233> 中文は、<sup>68</sup>。經濟部標準檢驗局と日本電氣安全環境研究所瞭解備忘錄(釋) (2002-08-15)、<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcodes=Y0070232>
- (41) 英文は、全國法規資料庫の條約協定、亞太地區、日本の 71. MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN THE BUREAU OF STANDARDS, METROLOGY AND INSPECTION (BSMI) AND THE JAPAN QUALITY ASSURANCE ORGANIZATION (JQA) (2004-05-26)、<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcodes=Y0070378> 中文は、<sup>72</sup>經濟部標準檢

驗局與日本品質保證機構瞭解備忘錄(譯) (2004-05-26)’ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Y0070379>

(42) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイト、新着情報「〇一〇年四月三〇日」、「[記事資料]「交流協會と亞東關係協会との間の二〇一〇年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」について」、<https://www.koryu.or.jp/news/?Itemid=580&dispnid=5287> があり、本文のPDFが<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20100430/20100430.pdf>にある。

(43) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイトの「新着情報」「〇一四年一月」「七日分」、「[記事資料]「公益財團法人交流協會と亞東關係協會との間の出入境管理分野における情報の交換と協力に関する覚書」(略称「日台出入境管理協力覚書」)があり(<https://www.koryu.or.jp/news/?Itemid=509&dispnid=5287>)、一〇月一〇日に「日台出入境管理協力覚書」が署名された」とが紹介されており、「[日台出入境管理協力覚書] 本文のPDFは、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20141127/B8.pdf>」にある。

(44) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイト、新着情報「〇一五年一月三〇日」、「[記事資料]「防災実務に係る交流及び協力の強化に関する公益財團法人交流協會と亞東關係協會との間の覚書」(略称「日台防災実務協力覚書」)」、<https://www.koryu.or.jp/news/?Itemid=689&dispnid=5287> があり、本文のPDFが<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20151126/fosai%EF%BD%BB0.J.pdf>にある。その前文に「公益財團法人交流協會(以下「交流協會」といふ。)と亞東關係協會(以下「双方」といふ。)は、一九七一年一二月二六日に作成された「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第三項(七)及び二〇一〇年四月三〇日に作成された「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の二〇一〇年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第一項に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき、必要な関係當局の同意が得られるよう、相互に協力することで一致した。」とある。

(45) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイト、新着情報「〇一六年一月三〇日」、「[記事資料]「公益財團法人交流協會と亞東關係協會との間の製品安全分野における交流及び協力の強化に関する協力覚書」(略称「日台製品安全協力覚書」)があり、<https://www.koryu.or.jp/news/?Itemid=469&dispnid=5287> 覚書本文のPDFは<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20161130%E6%97%A5%E5%8F%B0%E8%A3%BD%E5%93%81%E5%AE%89%E6%85%A8%E5%8D%94%E5%8A%9B%E8%A6%9A%E6%9B%BB8.pdf>である。本文の前文に「公益財團法人交流協會(以下「交流協會」といふ。)及び亞東關係協會(以下「双方」といふ。)は、一九七一年一二月二六日に作成された「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第三項(七)及も二〇一〇年四月三〇日に作成された「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の二〇一〇年における

日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第五項に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局等の同意が得られるよう、製品安全分野における更なる交流及び協力の必要性の認識の下、相互に協力することにつき共通認識に達した。」とある。

(46) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイト、新着情報二〇一六年一一月三〇日に、「記事資料」「中小企業支援及び中小企業間の協力の促進に関する覚書」<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=935&dispnid=5287>があり、覚書本文のPDFが[https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU04\\_chusyokigyo.pdf](https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU04_chusyokigyo.pdf)にある。覚書の前文に「公益財團法人日本台灣交流協會及び台灣日本關係協會（以下「双方」という。）は、一九七一年一二月二六日に作成した「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第三項（五）並びに二〇一〇年四月三〇日に作成した「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の二〇一〇年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第五項及び第六項の規定に関連し、下記の事項について、必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。」とある。

(47) 公益財團法人日本台灣交流協會の公式WEBサイト、「公益財團法人日本台灣交流協會と台灣日本關係協會との間に締結した主な取決めについて」、<https://www.koryu.or.jp/about/introduction/public/ahabid2549.html>。なお、この一覧の始まりが「財團法人交流協會と亞東關係協會との間の東日本大震災からの復興支援・觀光促進に関する日台「絆厚重情誼」イニシアティブ」であることから、日本台灣交流協會の認識において、日本と台灣との相互の「絆」は、東日本大震災に対する台灣の迅速かつ手厚い支援が、一つの契機とみなされているものといえる。

(48) 台北駐日經濟文化代表處公式WEBサイトの「駐日代表處について」の「台日交流」二〇〇九年一月二〇日に、「外交部が二〇〇九年『台日特別パートナー関係促進年』を宣言」がある(<https://www.roc-taiwan.org/jp/ja/post/1419.html>)。このほか「外交部が二〇〇九年『対日特別パートナーシップ関係促進年』を宣言」(『台灣週報』二〇〇九年五月二〇日「対日特別パートナーリ関係促進年特集」八頁)

(49) 楊合義「国共合作」と二〇〇八年国民党復権後の両岸関係」(馬英九政権の台湾と東アジア)早稲田出版、二〇〇八年)八四頁(九一頁)。

(50) 馬英九の尖閣諸島領有権をめぐる立場については、小笠原欣幸「馬英九の博士論文から読み解く日台漁業交渉」(『東洋文化』東京大学東洋文化研究所、九四卷、二〇一四年三月)参照。

(51) 「聯合号」事件をめぐる台湾の対応については、浅野和生「馬英九政権の誕生と日台関係」(馬英九政権の台湾と東アジア)早稲田出版、二〇〇八年一二月、所収)参照。

- (52) 台北駐日経済文化代表処の公式WEBサイト、「最新情報」の「台湾ニュース」、二〇〇八年八月四日、「馬英九總統が『活路外交』の理念を語る」、[https://www.roc-taiwan.org/jp\\_ja/post/13551.html](https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/13551.html) 馬英九の「活路外交」のうち対日関係については、同じく「台湾ニュース」二〇〇八年八月七日、「馬英九總統『活路外交』の理念と戦略(後半)」、[https://www.roc-taiwan.org/jp\\_ja/post/13559.html](https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/13559.html) 参照。
- (53) 馬英九政権の「台日特別パートナーシップ」については、福田円「馬英九政権の『台日特別パートナーシップ』―中台和解の下での対日関係推進―」(国立政治大学国際関係研究センター『問題と研究』、二〇一二年第四号)六五～九七頁参照。なお、「対日特別パートナーシップ」の内容については、「台日特別パートナーシップ(二〇〇八年一〇月)」「問題と研究」Vol.37(二〇〇八年一〇・一一・一二月号)二七一～二七六ページ参照。なお、九月二三日に交流協会の島中篤理事長と会見した馬英九総統は、日台関係について「特殊なパートナー関係」と述べている(馬總統および蕭副総統が日本交流協会の島中篤・新理事長と会見)「台湾日本関係協会の公式WEBサイト」、「駐日代表処について」の「台日交流」二〇〇八年九月二十四日、[https://www.roc-taiwan.org/jp\\_ja/post/1349.html](http://roc-taiwan.org/jp_ja/post/1349.html) 参照。
- (54) 台湾日本関係協会の公式WEBサイト、「駐日代表処について」の「台日交流」二〇一〇年四月三〇日に、「亞東関係協会と日本交流協会が台日交流協力強化に関する覚書に署名」があり、覚書全文も掲示されている、[https://www.roc-taiwan.org/jp\\_ja/post/1748.html](https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/1748.html)
- (55) 日本台湾交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」二〇一二年四月二一日、「記事資料】特許手続分野における相互協力のための公益財團法人交流協会と亞東関係協会との間の覚書」、<https://www.koryu.or.jp/news/?Itemid=559&dispnum=5287>
- (56) 日本台湾交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」二〇一二年四月二五日、「マネーロンダリング及びテロ資金供与に関する金融情報の交換に関する公益財團法人交流協会と亞東関係協会との間の覚書」、<https://www.koryu.or.jp/news/?Itemid=558&dispnum=5287>
- (57) 日本台湾交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」二〇一二年二月十九日、「公益財團法人交流協会と亞東関係協会との間の日台産業協力架け橋プロジェクトの協力強化に関する覚書」について、<https://www.koryu.or.jp/news/?Itemid=547&dispnum=5287> 覚書本文はPDFで、[https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20121129/Memorandum%20\(Japanese\)%20.pdf](https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20121129/Memorandum%20(Japanese)%20.pdf)
- (58) 日本台湾交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」二〇一三年四月一〇日、「公益財團法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」(略称「日台民間漁業取決め」)について、取決め本文のPDFは、[https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20130410/20130410\\_torkime.pdf](https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20130410/20130410_torkime.pdf)



- (62) 日本台灣交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」二〇一五年一月二六日、「公益財團法人交流協会と亞東關係協會との間の覚書」について、<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=494&dispnid=5287> なお「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財團法人交流協会と亞東關係協會との間の取決め」(略称「日台民間租税取決め」)については、二〇一六年六月三日に発効したので、日本台灣交流協会の公式WEBサイト「新着情報」二〇一六年一月五日に、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財團法人交流協会と亞東關係協會との間の取決め」(略称「日台民間租税取決め」)、<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=479&dispnid=5287> が掲示され、覚書の本文(日本語仮訳)PDFは、<http://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/201606/5jsozei-j.pdf> にある。また、【記事資料】「防災実務に係る交流及び協力の強化に関する公益財團法人交流協会と亞東關係協會との間の覚書」(略称「日台防災実務協力覚書」)は、二〇一五年一月二六日、<http://www.koryu.or.jp/news/?itemid=689&dispnid=5287> であり、覚書本文は、[http://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20151126/bosai\\_EE\\_BD\\_0\\_J.pdf](http://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20151126/bosai_EE_BD_0_J.pdf) 【記事資料】「公益財團法人交流協会と亞東關係協會との間の競争法適用に関する了解覚書」(略称「日台競争法了解覚書」)、<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=496&dispnid=5287> 覚書本文(英文)PDFは、<http://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20151126/kyoso-E.pdf>
- (63) 日本台灣交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」二〇一六年一月二六日、「公益財團法人交流協会と亞東關係協會との間の製品安全分野における交流及び協力の強化に関する協力覚書」(略称「日台製品安全協力覚書」)、<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=471&dispnid=5287> 【記事資料】「公益財團法人交流協会と亞東關係協會との間の製品安全分野における交流及び協力の強化に関する協力覚書」(略称「日台製品安全協力覚書」)、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20161130/E6%5C%AE%8C%E5%8D%34%E5%8A%9B%E8%A6%9A%E6%9B%88.pdf> 【記事資料】「公益財團法人交流協会と亞東關係協會との間の言語教育の交流と協力に関する覚書」(略称「日台言語教育交流覚書」)、<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=470&dispnid=5287> 覚書本文PDFは、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20161130/E6%97%AC%8C%88%8B%97%A5%AE%9C%AC%8E%AA%9E%EF%BC%89.pdf>
- (64) 日本台灣交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」二〇一七年一月二六日、【記事資料】「税関に係る事項における協力

37 「非政府間の実務関係」としての日台間の取決め等の検証

- (65) 日本台湾交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」――〇一八年一一月二二〇日、【記事資料】「医療機器品質管理システム(QMS)」の資料要求に関する協力覚書」(略称「医療機器品質管理システムに関する協力覚書」) <https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=152&dispnum=5287> 取決め本文(PDF)は、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/news/20171122/bunka.pdf> 覚書本文PDFは、<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=151&dispnum=5287> 覚書本文P(MS)の資料要求に関する協力覚書」(略称「医療機器品質管理システムに関する協力覚書」) <https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=933&dispnum=5287> 覚書本文(PDF)は、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU/02medicaldeviceeqms.pdf> 【記事資料】「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の中小企業支援及び中小企業間の協力の促進に関する覚書」(略称「中小企業支援及び中小企業間の協力の促進に関する覚書」) <https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=935&dispnum=5287> 覚書本文PDFは、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU/04chusyokigyo.pdf> 【記事資料】「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の日台若手研究者共同研究事業の実施に関する協力覚書」(略称「日台若手研究者共同研究事業に関する協力覚書」) <https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=936&dispnum=5287> 覚書本文PDFは、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU/05wakatenkyu.pdf> 【記事資料】「認定事業者制度の相互承認に関する協定事業者制度の相互承認に関する覚書」(略称「AEO相互承認に係る日台民間取決め」) <https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=932&dispnum=5287> 【記事資料】「特許の出願・審査情報の交換に関する取決め」 <https://www.koryu.or.jp/news/presselease/?itemid=934&dispnum=4261> 取決め本文(英文)PDFは、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU/05dossiertoexchange.pdf>
- (66) 日本台湾交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」――〇一九年一〇月三〇日、【記事資料】「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」(略称「有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」) <https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=1345&dispnum=5287> 覚書本文(英文)PDFは、[https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU/04ORGANICFOOD\\_MOU\\_JP%20.pdf](https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU/04ORGANICFOOD_MOU_JP%20.pdf) 【記事資料】「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の環境保全分野における交流と協力に関する了解覚書」(略称「環境保全分野における交流と協力に関する覚書」) <https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=1342&dispnum=5287> 覚書本文PDFは、[https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU/01KANKYO\\_JP.pdf](https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU/01KANKYO_JP.pdf) 【記事資料】「日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の特許審査分野における相互協力に関する覚書」(略称「特許審査ハイウェイ本格実施に関する覚書」) <https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=1343&dispnum=5287> 覚書本文(英文)PDFは、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/keizai/MOU/06kisei.pdf>

- (67) 日本台湾交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」(一〇一二年一月一八日、【記事資料】「公益財團法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の青少年交流の強化に関する覚書」(略称「日台青少年交流の強化に関する覚書」)<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=2743&dispnumid=5287>、覚書本文(PDFは、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/MOU/seishonenkoryu.pdf>)【記事資料】「税関支署の協力に関する公益財團法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の覚書」(略称「税関支署の協力に関する日台間覚書」)<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=2744&dispnumid=5287>
- (68) 日本台湾交流協会の公式WEBサイト、「新着情報」(一〇一二年三月四日、【記事資料】「公益財團法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の食品安全及び食品の輸出入に関する協力に係る覚書」(略称「日台食品安全協力覚書」)<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=2770&dispnumid=5287>、覚書本文(PDFは、<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/MOU/E6%97%A5%E5%8F%B0%E9%A3%9F%E5%93%81%E5%AE%89%E5%85%A8%E5%8D%94%E5%8A%9B%E8%A6%9A%E6%9B%B8%EF%BC%88%E6%97%A5%E6%96%87%EF%BC%89.pdf>